

石井地区

地域で市長と話そう！
タウンミーティング

参加者募集

まちの将来像などについて意見交換を行います。

【日時】 7月26日(日)14時～15時30分

【会場】 石井支所2階会議室(「テーマ」まちづくりについて)

【参加予定人数】 50人程度

【対象】 石井地区に在住または通勤・通学している人

【申し込み】 6月15日(月) (必着)までに、直接または郵送、ファクス、eメールで参加申請

送書(タウンミーティング課(市役所本館9階)、石井支所、市ホームページにあり)に住所、氏名、年齢、性別、電話番号、勤務先(学校名)、テーマについての意見などを書いて、〒7908571タウンミーティング課 town-mi@city.matsuyama.ehime.jp

お問い合わせは、タウンミーティング課 ☎9486333 3・☎9342336へ

市長への
わがまちメール

平成26年度は873件

「市長へのわがまちメール」には、昨年度712通、873件の意見・提言などが寄せられました。これらは市長が目を通した上で回答したほか、事業の評価や政策立案の基礎資料として活用し、可能なものから施策に反映しています。

主な意見と件数

福祉(児童) 65件、学校教育32件、職員対応29件、観光振興25件、福祉(生活) 25件など

意見・提言受け付け中

郵送、ファクス、市ホームページ、eメールで、〒7908571「市長へのわがまちメール」・☎9341798・☎info@city.matsuyama.ehime.jp

提言と反映施策(一部抜粋)

提言「レインボーハイランドの洗濯機は小型の2層式なので、時間がかります。今後は全自動洗濯機を導入していただかせんか。」

反映「各研修棟などに全自動洗濯機を導入しました。」

提言「通学路にあたる交差点に横断歩道がありますが、十分減速していない車が目立ちます。また「子ども飛び出し」注意の看板もありますが老朽化のため認識困難となっております。」

反映「一部路面の表示が薄くなっていますので、交差点マークを修復しました。また看板は運転者から認識しやすし看板を設置しました。」

お問い合わせは、市民相談課 ☎9486704・☎9341768へ

変わります
65歳以上の介護保険料
上昇緩和のため基金取り崩し

介護保険料の基準額は、今後3年間の高齢者数や介護給付費の見込みなどから、3年ごとに見直しています。今回の見直しでは、急速な高齢化に伴い、重度の要介護者や高齢者世帯の増加などにより、介護サービスに係る経費が増えることから、平成27～29年度までの保険料基準額が上がります。また、所得水準に応じてきめ細かい保険料の段階が設定されました。(下記段階表参照)

介護保険料段階表

段階	対象者	保険料率	年額	
1	生活保護受給者	基準額×0.45	33,580円	
				老齢福祉年金受給者
2	課税年金収入額と合計所得金額の合計	基準額×0.70	80万円超120万円以下	
			120万円超	
3	課税世帯	基準額×0.73	120万円超	
4			本人課税	合計所得金額
5	本人課税	合計所得金額		
6			本人課税	合計所得金額
7	本人課税	合計所得金額		
8			本人課税	合計所得金額
9	本人課税	合計所得金額		
10			本人課税	合計所得金額
11	本人課税	合計所得金額		
12			本人課税	合計所得金額
13	本人課税	合計所得金額		

※非課税世帯…世帯全員が市町村民税非課税の世帯
※課税世帯…世帯の誰かに市町村民税が課税されている世帯



新しい納入通知書は6月中旬発送

保険料の納め方
原則、特別徴収となります。

①特別徴収
【対象】 年金(老齢福祉年金・恩給は除く) 受給額が年額18万円以上の人

【納付方法】 年金(定期支給分) から自動的に天引き

②普通徴収
【対象】 次のいずれかに該当する人
1. 65歳(第1号被保険者) になった
2. 年度途中で他市町村から転入してきた
3. 年度途中で保険料の段階が変わった
4. 年金(老齢福祉年金・恩給は除く) 受給額が年額18万円未満
5. 老齢福祉年金・恩給のみを受給している
6. 年金が一時差し止めされている

8月から
低所得者の介護保険施設など利用者の
食費・居住費補助の適用条件が変わります

食費・居住費補助(補足給付)とは
特別養護老人ホームなどの介護保険施設の食事代や部屋代は、介護保険の対象外(自己負担)ですが、利用者の負担が大きくなってしまうため、所得の低い人(市県民税非課税世帯)などは、あらかじめ一定の負担限度額が設定されています(毎年、事前に申請

が必要。そして、この負担限度額と国が設定した基準費用額との差額について、介護保険から補助(補足給付)されます。

適用条件に資産要件などが加わります
これまでの要件は、市県民税非課税世帯のみでしたが、平成27年8月からは制度改正により、別世帯の配偶者が市

平成27年7月までの適用条件

所得要件 ⇨ 市県民税非課税世帯

平成27年8月からの適用条件

所得要件 ⇨ 市県民税非課税世帯
別世帯の配偶者も市県民税非課税
夫婦のうち、一人だけ施設に入所している場合など、別世帯になっている配偶者の所得も勘案し、配偶者が課税されている場合は、補助(補足給付)の対象外。

資産要件 ⇨ 預貯金などが一定額(単身の場合は1,000万円、夫婦の場合は2,000万円)以下
申請の際、申請日の直近から、原則として2か月前までの通帳等の写しを添付。
※不正受給に対し、給付額の返還および加算金あり。

平成27年度 普通徴収の納期限(口座振替日)表

1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
6/30 (火)	7/31 (金)	8/31 (月)	9/30 (水)	11/2 (月)	11/30 (月)	12/25 (金)	平成28年 2/1 (月)	2/29 (月)	3/31 (木)

お問い合わせは、介護保険課 ☎948-6919・☎934-0815へ

【納付方法】 自主納付
書で納期限までに金融機関・四国内のゆうちょ銀行・コンビニで納付(コンビニは、バーコード印字があるものに限る)
▼口座振替日指定口座から口座振替日に振替
【納期】 左表のとおり
納付が困難な場合
減免や納付の猶予などができる場合がありますので、早めにご相談ください。